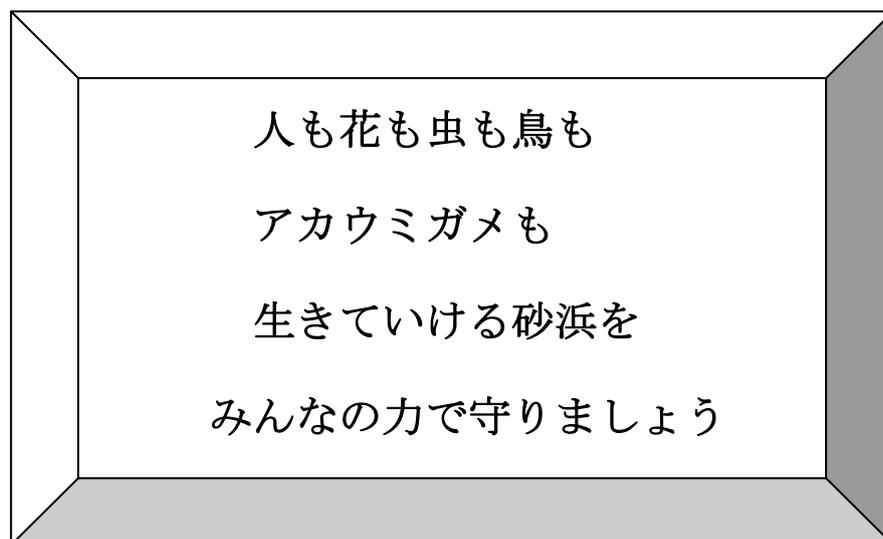


津の海岸・生物多様性地域連携保全活動計画
～伊勢の海県立自然公園再生プラン～



ウミガメネットワーク三重

白塚の浜を愛する会

津アイリス／ホットな阿漕浦ネットワーク

～ 目 次 ～

はじめに

第1章 地域連携保全活動計画

1. 目的	1
2. 目標	1
3. 期間	2
4. 地域連携保全活動に期待される効果	2

第2章 計画区域の概要

1. 設定	7
2. 課題	9

第3章 将来に向けての取り組み

1. 市の役割	10
2. プラットフォーム作り	10
3. 活動団体による積極的な取り組み	12

おわりに

【 計画策定の参考資料 】

- ・国内外の動向
- ・生物多様性とは
- ・生物多様性を取り巻く動向
- ・生物多様性基本法
- ・地域連携保全活動計画
- ・津市環境基本計画
- ・各団体の取り組み

はじめに

日本には、変化に富んだ自然があり、様々な生きものが生息・生育しています。そして、人々の暮らしの営みを通じて形づくられた特有の文化があります。これらは、それぞれの地域において人々が自然と関わり合う中で長い年月をかけて育まれてきたものです。また、人々の暮らしは自然がもたらす様々な恵み（生態系サービス）を受けることにより成り立っています。このように、我が国の豊かな生物多様性は私たちのいのちと暮らしを支える基盤です。

しかし、近年、開発等の人間の活動による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間の働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱等が進行しており、本来豊かであるはずの生物多様性が失われつつあります。

このような中、すでに日本各地で、様々な立場の人々がお互いに協力し合って、自然や文化等の地域特性を活かした地域の活性化に繋がる生物多様性の保全のための活動を実践しています。こうした取り組みのより一層の広がりが期待されています。

このため、地域における様々な立場の人々が有機的に連携して行う、生物多様性の保全のための活動を促進することにより、豊かな生物多様性を保全することを目的として、平成 22 年 12 月に「地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」が制定され、平成 23 年 10 月から施行されました。

「生物多様性地域連携促進法」では、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性の保全のための活動を「地域連携保全活動」と呼び、その活動の実行計画である「地域連携保全活動計画」を市町村が単独又は共同して作成できることとしています。この計画に従って行われる活動は、関係法律の特例措置を受けることができます。また、「地域連携保全活動」を行おうとする NPO/NGO、市民団体等は、「地域連携保全活動計画」の作成について市町村へ提案することもできます。

「環境省・生物多様性地域連携促進法 地域連携保全活動計画作成の手引き」抜粋

第1章 地域連携保全活動計画

1. 目的

市と市民等が協力して、伊勢の海県立自然公園の良好な砂浜環境を再生し希少な動植物を保護します。そして、優れた自然環境や自然景観に親しむことで市民の健全な心身を育成し自然保護に対する意識の向上を図り、継承します。

次の3つを目的として本計画を策定しました。

- (1) 生態系を破壊している外来植物や路傍植物等の対策
- (2) 貴重な動植物の保護
- (3) 伊勢の海県立自然公園の優れた景観の維持管理

2. 目標

(1) 生態系を破壊している外来植物や路傍植物等の対策

- ① 年に数回は除草を行います。
- ② 市民と連携・協働する体制をつくります。
- ③ 除草対策等を継続する仕組みを作ります。
- ④ 除草対策等の効果を検証し改善していきます。
- ⑤ 悪化した砂質を改善します。

(2) 貴重な動植物の保護

- ① 生息数の調査を行います。
- ② 生息環境の把握を行い保護策に活用します。
- ③ 保護策を市民や活動団体や専門家等と検討し実行をします。
- ④ 継続的に行える仕組みを作ります。

(3) 伊勢の海県立自然公園の優れた自然景観の維持管理

- ① 多くの海岸で植栽された松は植えっぱなしで放置され、枝や下草が伸び放題でその場所には入ることもできません。そのために海岸への不法投棄が増えています。植栽された松の維持管理と下草の除草を行います。
- ② 台風や高潮によって流されてきたゴミや流木が放置されたままで非常に景観が悪化しています。そのゴミや流木の撤去を行います。更に市民と協働することで、自然環境保護の意識向上に繋がります
- ③ 砂浜は外来植物や路傍植物で草原のようになっています。除草を行うと同時にハマヒルガオ等の海浜植物の再生を行います。昔のように心休まる景観を再生します。

- ④ 海浜植物の再生は、市民と協働し行うことで、市民の自然保護への意識向上と健全な心身の育成に繋がっていきます

3. 期間

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、円滑に保全活動を推進するため、定期的に評価・検証を行うとともに、おおむね2年後に中間見直しを行うこととします。

なお、自然環境の急激な変化があった場合等、必要に応じ柔軟に見直しを行います。

4. 地域連携保全活動に期待される効果

活動を通じて、津市の海岸に暮らす生き物の特徴や地域の文化や祭り、行事、自然の恵み等を知るとともに昔と今の海岸の環境の変化にも視点を向けることで、海岸への理解が深まり、人々との交流が活発になる等、生きものと人々が賑わう地域づくりにもつながります。その結果、津市の海岸（伊勢の海県立自然公園）の良好な砂浜環境が再生され、優れた自然環境や自然景観に親しむことで市民の健全な心身の育成や自然保護に対する意識が向上し、生物多様性が未来に受け継がれていきます。

地域連携保全活動の意義として、次のような観点から私たちの暮らしを豊かにし、地域の活力を生み出すことが期待されます。

(1) 生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉

私たちの暮らしは、地域の豊かな生物多様性から、気候の安定や災害の軽減、観光や特産品の販売といった経済効果等多くの恵み（生態系サービス）を受けて成り立っています。

津市の特性に応じた地域連携保全活動の実施により地域レベルの生物多様性の保全を推進することは、豊かな暮らしの源泉の確保、生物多様性の保全につながります。

(2) 津市の個性の再認識と魅力的で活力のある地域づくり

地域連携保全活動は、個性的で魅力のある地域づくりを進める上で有効です。地域に根ざす活動により、子どもから大人、高齢の方までが協働し、地域の個性を再認識する機会が得られます。また、人と人、そして人と自然のつながりが生まれ、地域コミュニティの再構築にもつながり、地域の活力も生まれます。地域への誇りや愛着が芽生え、生物多様性が支える地域固有の美しい風景が未来に引き継がれます。

さらに、津市以外からの活動への参加者と連携を通じた交流の促進、生きもの調査を通じた小中学生への環境教育等新しい津市づくりの取り組みが期待されます。

(3) 豊かな感性の涵養と健康で文化的な生活

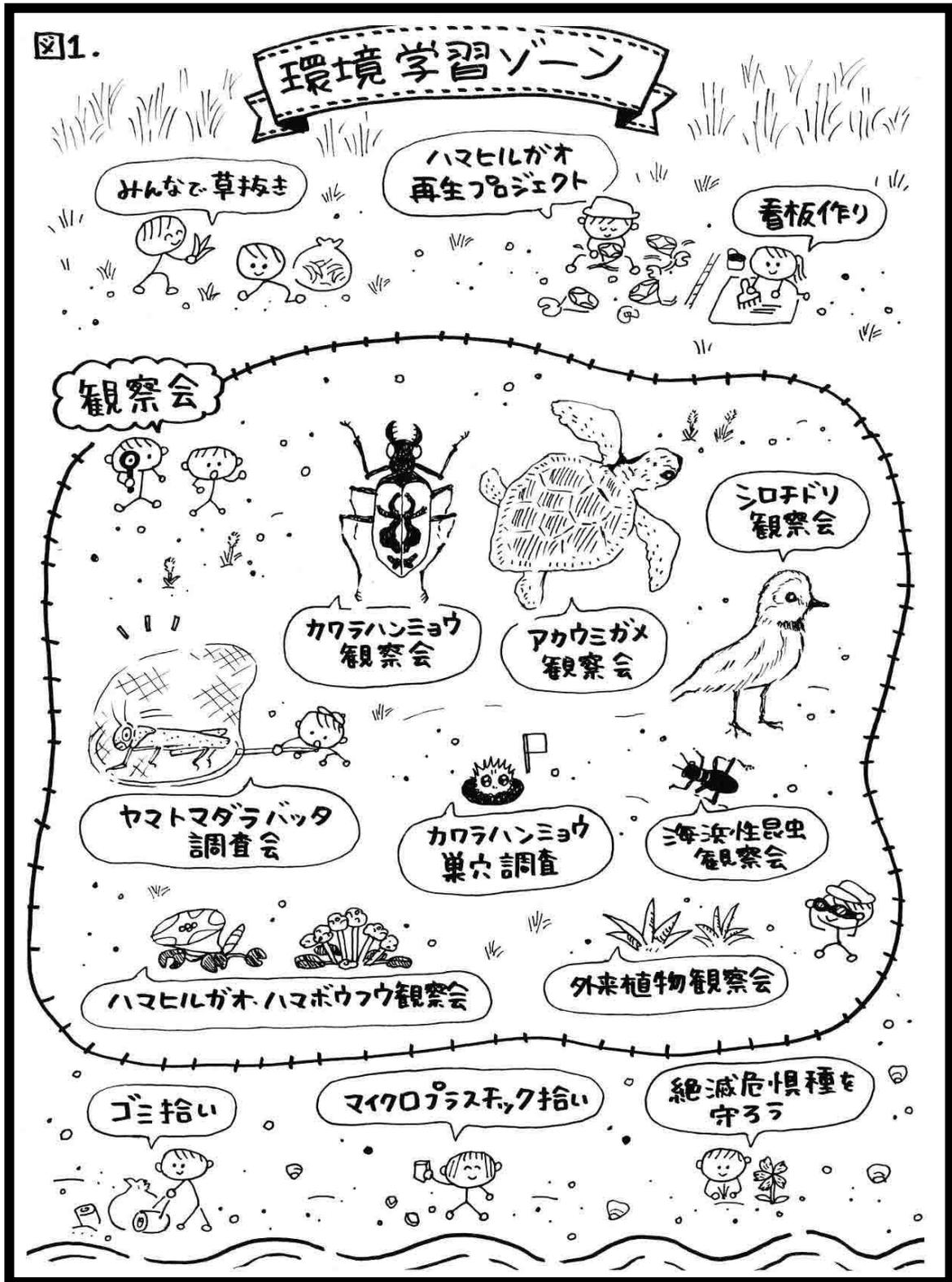
地域連携保全活動においては、自然の中で様々な関係者との協働による活動の実施を通じて、参加する一人一人の精神の安定や健康の増進が図られるとともに、特に子どもたちの豊かな感情が育まれる等、健康で文化的な生活の一助となることが期待されます。

【期待される効果の具体例】

(1) 自然保護活動と環境学習からの効果 (図1参照)

- A 絶滅危惧種を守ることで自然保護に対する意識が向上します。
- B カワラハンミョウの観察会では、三重県内でも希少になってしまった安定した砂浜の環境を学習し保護活動につなげます。
※ 安定した砂浜とは、砂は波や風によって移動しています。色々と条件がありますが、例えば、満潮線から40m程陸地側になると風や波の影響が少なくなり砂の移動が減少します。そのような環境の砂浜が安定した砂浜です。
- C アカウミガメの産卵は、通常観察することができません。それは、いつ、どこへ母ガメが産卵目的で上陸するかわからないからです。しかし産卵した卵が砂中で孵化し、子ガメが砂の中から脱出して海へ帰る様子は、タイミングが良ければ見ることができます。子ガメの帰海を実際に見ることで、自然保護の意識が高まります。母ガメが産卵する時は暗い浜を好み、砂から出た子ガメは明るい方へ向かう習性があります。そのため、堤防近くの灯りの光は出来るだけ砂浜に漏れないよう光害対策を行います。
- D ウミガメを守るためにという目的意識を持って自主的に海岸清掃に参加します。
- E 砂浜の生物を学習することで、自然保護の意識を持ってマイクロプラスチックを拾います。さらに、ごみの終着点が海や砂浜である事を学習し、プラスチックごみ削減やごみ出しルールを守ることに繋がります。
- F シロチドリの観察会は、三重県の県鳥を啓発し伊勢湾が自然豊かであった頃の象徴として砂浜の再生を進めることができます。
- G ヤマトマダラバッタの観察会は、砂浜の環境指標の昆虫であることから、砂浜の環境を学習し保護活動を始めるきっかけとなります。
- H 海浜性昆虫の観察会は、流木等の自然漂着物が生息環境であることから、砂浜の生態系の基礎を学習するきっかけとなり更なる意識向上につながります。
- I ハマヒルガオ、ハマボウフウ等海浜植物の観察会では、砂浜の生態系の基礎を学習し自然保護に対する意識向上につながります。
- J 外来植物観察会は、砂浜で起きている課題を学習し除草作業等への参加等自然保護活動への参加につながります。

図1.



(2) 体感・体験の効果 (図2参照)

- A 計画区域は交通の便が良いので、三重県内外の小中学校の環境学習や遠足等に利用することができます。
- B 広い海や砂浜は開放感を体感でき健全な心身の育成につながります。
- C 散歩、ランニング等は健康増進になります。
- D 木陰でのんびり、風の音を聞く、波の音を聞く、鳥のさえずりを聞く等は、セラピーとして自然の力を受けた心身の育成になります。
- E 砂浜アート、貝殻拾いは子どもから大人まで楽しく遊べます。
- F 自然の中で聞くコンサートは、精神的な安定を体感でき健康増進になります。
- G 楯干（たてぼし）は、江戸時代に藤堂高次が始めたとされる津発祥の伝統行事です。海岸に網を取り付けその中に入れた魚を手づかみにするレクリエーションです。魚を捕まえる体験はワクワクドキドキ感を体感でき心身の育成につながります。さらに、伝統行事の継承にもつながります。
- H 紙飛行機飛ばしは開放感を体感できます。
- I 浜めしは、ゴミ拾いや除草作業等の自然保護活動後にみんなで食べる食事は非常に美味しいことを体感します。このことは健全な心身の育成に繋がります。
- J 野外でおこなう浜めしは、防災体験になります。
- K 交通の便が良い海岸で見る夜空ウオッチングは星や、波間に輝く月明りを見ることで精神の安定になります。

図2.

体感・体験ゾーン



第2章 計画区域の概要

1. 設定

伊勢の海県立自然公園内にある計画区域は、中ノ川右岸の河芸海岸から雲出川左岸の香良洲海岸までの約 20 km の砂浜海岸です。海岸線には、河芸漁港、白塚漁港、ヨットハーバーJFE ホールディングス、香良洲漁港等の人工海岸がある一方で、河芸海岸から白塚海岸、町屋海岸、島崎海岸、中河原海岸、阿漕浦・御殿場海岸、香良洲海岸と良好な砂浜が直線的に残る区域には、ハマヒルガオ、コウボウムギ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ビロードテンツキ等の海浜植物群落が優先し砂浜特有の生態系を作っています。その砂浜には、シロチドリ、カワラハンミョウ、アカウミガメ、ヤマトマダラバッタ等の絶滅危惧種が多数確認されています。本計画ではこのエリアを対象区域とします。

1. 計画区域の海岸



【貴重な動植物】

種名	取り扱い	参考資料	確認海岸
アカウミガメ (爬虫類)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	環境省レッドデータ 三重県レッドデータ	河芸、白塚、町屋、島崎、中河原、阿漕浦・御殿場、香良洲
カワラハンミョウ (昆虫)	絶滅危惧ⅠA類 (CR) 三重県指定希少野生動植物種	環境省レッドデータ 三重県レッドデータ 三重県条例	白塚、河芸
シロチドリ (鳥類)	絶滅危惧ⅠA類 (CR) (繁殖) 準絶滅危惧 (NT) (越冬) 三重県指定希少野生動植物種	環境省レッドデータ 三重県レッドデータ 三重県条例	河芸、白塚、島崎、阿漕浦・御殿場、香良洲
ハマベゾウムシ (昆虫)	絶滅	三重県レッドデータ	白塚、阿漕浦・御殿場
タナカホソアリモドキ (昆虫)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	三重県レッドデータ	白塚
スナサビキコリ (昆虫)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	三重県レッドデータ	白塚
ヤマトマダラバッタ (昆虫)	準絶滅危惧 (NT)	三重県レッドデータ	河芸、白塚、町屋、島崎、中河原、阿漕浦・御殿場、香良洲
ヒョウタンゴミムシ (昆虫)	準絶滅危惧 (NT)	三重県レッドデータ	白塚
ビロードテンツキ (植物)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	三重県レッドデータ	河芸、白塚
ハマニガナ (植物)	準絶滅危惧 (NT)	三重県レッドデータ	河芸、白塚、阿漕浦・御殿場
ハマエンマコガネ (昆虫)		三重県レッドデータ	白塚
ハマベツチカメムシ (昆虫)		三重県レッドデータ	白塚
ヒラタムシヒキ (昆虫)		三重県レッドデータ	白塚

ヨシコツルギ アブ（昆虫）		三重県レッドデータ	白塚
シオサイツル ギアブ（昆虫）		三重県レッドデータ	白塚
トラフムシヒ キ（昆虫）		三重県レッドデータ	白塚
ハマベコムシ ヒキ（昆虫）		三重県レッドデータ	白塚

（資料）三重県レッドデータブック 2015、中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂浄化センター自然環境保全基礎調査業務委託（調査結果資料）、白塚の浜を愛する会・ヤマトマダラバッタ調査報告書

2. 課題

- （1）計画区域は砂浜の侵食が進み、狭くなった砂浜は、海岸利用者による砂浜の踏みしめや、堤防の嵩上げによる風通しの悪化から砂の移動の減少によりオオフタバムグラ、メリケンムグラ、コマツヨイグサ等の外来植物やメヒシバ、ギョウギシバ等の路傍植物が海浜植物に変わって繁茂するようになってきました。植生の変化は砂浜特有の生態系の破壊です。
- （2）近年の堤防改修工事により、工事から出た土砂と良質な砂とが混じり砂質が悪化しています。
- （3）市街地が隣接していることから、アカウミガメの子ガメが砂から脱出後に海に向かわず、街灯の方向に進み海に帰れません。
- （4）砂浜の環境悪化や変化に市民が気づきにくい。

第3章 将来に向けての取り組み

3. 活動団体による積極的な取り組み

各海岸では、海岸清掃や希少動植物の保護活動を長い間続けておりその活動は継続されています。

(1) ウミガメネットワーク三重

津市内の海岸全体を活動範囲にウミガメの調査や保護活動を行なっています。また、ウミガメを通して海岸保全の大切さや自然環境の重要性を伝えています。

(具体的な活動)

- ・ウミガメの上陸跡探しや産卵確認調査。孵化率等の調査。
- ・ウミガメの漂着死体の調査。
- ・ウミガメの情報収集と情報発信。
- ・津市民や子どもたち等を中心に環境教育、観察会、出前講座。
- ・海岸清掃は津市全体の砂浜で行っています。少人数での参加者は延べ 700 人（令和 3 年度）、企業等の参加がある大規模な海岸清掃は 400 人以上の参加がありました。
- ・松本崎海岸の外来植物の除草作業からハマヒルガオ等の海浜植物再生へと発展させた「ハマヒルガオ再生プロジェクト」を地域の小学校の協力を得て行っています。

(2) 白塚の浜を愛する会

白塚海岸を中心に自然保護活動を行っています。また絶滅危惧種を中心に生態系の大切さを伝えています。

(具体的な活動)

- ・シロチドリの繁殖確認調査及び観察会
- ・カワラハンミョウや海浜性昆虫の観察会と保護活動（除草作業）
- ・アカウミガメの保護活動
- ・津市民や子どもたち等を中心に海浜の生物や環境についての観察会、環境教育。

定例の海岸清掃（ゴミ拾いと外来植物の除草作業）は毎月第三日曜日に行っています。毎回 50 名から 70 名の参加があり近年の環境問題への意識向上を感じています。更に除草作業からハマヒルガオ等の海浜植物再生は地域の小学校と共同で活動を発展させています。

(3) 町屋百人衆

町屋海岸を中心に三重大学の環境 ISO と「素足で走れる町屋海岸」を目標に海岸清掃を年 5 回行っています。清掃の参加者は毎回数百人規模の参加があります。また、松枯れ対策等根上がりの松の維持管理を行っています。

(4) 津アイリス／ホットな阿漕浦ネットワーク

三重県写真帳には、緑の松、清い砂「十里」にわたる渚と紹介される阿漕浦海岸を中心に保護活動を行っています。

(具体的な活動)

- ・ 海岸清掃は企業参加も増えて、毎回 50 名前後の参加があります。更に阿漕浦に関しては多くの企業や団体が清掃を行っています。
- ・ 外来植物の除草を発展し、ハマヒルガオ等の海浜再生は、他の団体と共同で「ハマヒルガオ再生プロジェクト」として活動を発展させています。

(5) 新雲出川物語推進委員会

雲出川流域で自然環境を保全するとともに山川海をつなぐネットワークを構築して市民事業者が一体となって環境保全や地域振興を図る活動をしています。

(具体的な活動)

- ・ 海岸清掃
- ・ 海と山を繋ぐ活動
- ・ 環境講座

おわりに

市と市民が協力し合って自然豊かな津の海岸が未来に受け継がれていくために頑張りましょう。

參考資料

国内外の動向

生物多様性とは

地球上の生物は約40億年にも及ぶ進化の過程で様々な分化し、生息環境に応じてある生物種は進化・生き残り、ある生物は死滅する等、複雑な相互関係の下、現在に至っています。地球上のこのような複雑で多様性のある状況をひと括りにして「生物多様性」と呼んでいます。

また、生物多様性は、生物間の食物連鎖や生態系の中の「つながり」と、同一種であっても個体それぞれが少しずつ違うことやそれぞれの地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成している。「個性」のことであり、様々な恵みを通して「いのち」と私たちの「暮らしを」支えています。

生物多様性条約では、生物多様性を全ての生物間の変異性と定義し、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性があるとしています。

生物多様性を取り巻く動向

国連環境計画の会合（平成4年（1992年）にケニア・ナイロビで開催）において、「生物多様性条約」が採択され、ストックホルム条約第6回締約国会議「COP6」（平成14年（2002年）にオランダ・バーグで開催）では、「現在の生物多様性の損失速度を平成22年（2010年）までに顕著に減少させる」という「2010年目標」が設定されました。生物多様性条約第10回締約国会議「COP10」（平成22年（2010年）愛知県名古屋市で開催）における本会議では、長期目標、短期目標及び個別目標で構成する「愛知目標（愛知ターゲット）（2011-2020）」や遺伝子資源へのアクセスと利益分配（ABS）等が盛り込まれた名古屋議定書のほか、二次的な自然環境における生物多様性の保全と、その持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」が決議されました。

わが国では、平成5年（1993年）に「生物多様性条約」を締結し、これを受けて、平成7年（1995年）に「生物多様性国家戦略」が策定されました。以後4回の改定をおこない、平成24年（2012年）に、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

生物多様性に関する世界と日本の動向

時期	国際的な動向	国内の動向
1992年 平成4年	・国連環境計画が生物多様性条約を採択 ・地球サミットで生物多様性の署名開始	
1993年 平成5年		・生物多様性条約を締結
1995年 平成7年		・生物多様性国家戦略を策定

2002年 平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・COP6で生物多様性条約戦略計画を採択 ・2010年目標を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新・生物多様性国家戦略を策定
2005年 平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連環境計画がミレニアム生態系評価を公表 	
2007年 平成19年		<ul style="list-style-type: none"> ・第三次生物多様性国家戦略を策定
2008年 平成20年		<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法を制定
2010年 平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連環境計画で2011-2020年を国連生物多様性年とする決議を採択 ・SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) が発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2010を策定 ・生物多様性地域連携促進法の公布
2012年 平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2012-2020を策定
2013年 平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第4回定例会合 (IPSI-4) の開催 	

生物多様性基本法

生物多様性基本法（平成20年（2008）制定）は、制定の目的を「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に関与すること（法第1条）」とし、生き物が持つ「個性」と「つながり」がもたらす恵を将来にわたり、上手に利用していくために、野生生物とその生育環境及び生態系のつながりも含めて保全する包括的な法律です。

同法では、生物多様性の保全及び持続可能な利用について、次の5つの「基本原則」を示しています。

基本原則

- (1) 野生生物の主な保存等を図るとともに多様な自然環境を保全する。
- (2) 国土及び自然資源を持続可能な方法で利用する。
- (3) 予防的かつ順応的取り組み方法により対応する。
- (4) 長期的な観点から保全と再生に努める。
- (5) 地球温暖化防止に資するとの認識の下におこなう。

地域連携保全活動計画

生物多様性基本法を受け、平成 22 年（2010 年）に地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性地域連携促進法）が制定され、平成 23 年（2011 年）に施行されました。

本法は、地域における多様な主体が連携しておこなう生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としています。

なお、本計画は、本法に基づく「地域連携保全活動計画」を策定するものです。

木津川市地域連携保全活動計画 ～みもろつく鹿背山再生プラン～抜粋

津市環境基本計画 平成 30 年（2018 年 3 月）

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち

はじめに

三重県の中央部に位置する津市は、布引山地から伊勢湾までの広い市域に、緑豊かな山々青く美しい海などの自然環境を有するとともに、温暖な気候にめぐまれたとても暮らしやすいまちです。

そのような環境を守っていくために、平成 19 年 3 月に制定した津市環境基本条例の基本理念を踏まえ平成 20 年 3 月に策定した津市環境基本計画に基づき、市民・事業者の皆様のご協力のもと、今日まで様々な施策に取り組んでまいりました。

この間人口減少や少子高齢化の進展などにより社会情勢や市民生活・市民意識が変化してきており、よりきめ細かく柔軟な対応が求められるようになってまいりました。

こうした状況を踏まえ、今般、本市において今後取り組むべき環境施策の基本的方向を示す新たな津市環境基本計画を策定いたしました。

今後は恵まれた自然環境を大切にするとともに、私たちの日常生活の中で起きる身近な課題に着目し、市民・事業者の皆様と力を合わせ、本計画のめざす環境像であります「豊かな自然と共に歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました津市環境審議委員会、津市環境基本計画推進市民委員会の皆様をはじめ、策定に関わっていただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

津市長 前葉 泰幸

第 1 章 計画の基本的な考え方

津市環境基本条例の基本理念

1. 環境の保全及び創造は、自然との共生を目指し、住民等が安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営むことのできる自然と調和のとれた恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、環境への負担の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行わなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、住民等、事業者及び本市がそれぞれの役割を自覚し、日常生活や事業活動において、相互に協力し、及び連携をして行わなければならない。
4. 地球環境の保全は、人類共通の重要な問題であるとともに、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

津市環境基本条例における環境施策の基本方針

2. 生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水質資源及び森林資源並びに海域を保全するとともに、森林、水辺地、河川、農地等を適切に維持管理し、人と自然が豊かに触れ合うことのできる自然環境が確保されること。
4. 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、都市景観の向上及び歴史的、文化的環境の保全を図られること。
6. 地球環境の保全は、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し国際的な協調の下に、地球環境の保全に関する施策が推進されること。

第3章 津市のめざす環境

1. めざす環境像

「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち津」

2. めざす環境像の実現に向けた施策体系

めざす環境像を実現していくため、次の3つの環境目標を柱にそれぞれの施策を展開していきます。

環境目標 1 自然と調和した恵み豊かな環境（良好な自然の保全と継承）

環境目標 2 資源が循環する社会環境（循環型社会形成の推進）

環境目標 3 快適で暮らしやすい生活環境（生活環境の向上）

第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境

(1) 自然環境の保全

【現状と課題】

ア 本市は、森林や湖沼、河川、海岸など豊かな自然環境を有しています。これらの豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークの強化とともに、山、川、海、の恵まれた自然環境を生かした施策が必要になります。

イ 民間事業者による開発事業や公共事業は、自然環境に影響を及ぼしかねないことから、開発行為などの土地利用の際には、生態系への影響や防災上の観点を踏まえた配慮が必要です。

ウ 外来の動植物が野生化、繁殖している場合があり、在来種の減少など従来の生態系への影響が懸念されており、被害・予防等に関する情報提供が必要です。

オ 本市の海岸は南北約20kmでそのほとんどが自然の砂浜です。また、田中川河口等には貴重な自然が残っています。このような豊かな海辺環境を守る取り組みが必要です。

【取り組む施策】

《山と川と海のネットワークの推進》

ア 市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークを強化し、地域特性に応じた環境保全活動を促進し、森林や湖沼、河川、海岸などの自然環境の保全や野生生物の生息、生育環境の保全に取り組みます。

《生物多様性の保全》

ア 開発行為をする際には、地勢、流域、生態系などそれぞれの地域特性をふまえ、自然環境に配慮するよう指導していきます。

イ 従来の生態系を守るため、外来植物の適正管理の必要性を啓発していきます。

ウ 野生動物の生息数の増加・減少について、市民や関係団体と連携し、情報収集に努めるとともに地域ぐるみの取組を促進します。

《里地・里山・里海の保全》

イ 本市の美しい海岸、自然の動植物の宝庫である里海について、情報発信を行い、豊かな海辺環境の保全に努めます。

第5章 計画の実現に向けて

「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」を実現するためには、市民一人ひとりや事業者などが自らの活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくする意識が大切です。

そのためには、市民一人ひとりが環境に配慮した行動をとることの大切さを理解し、行動すること、そして、そのような意識・行動を支える支援・仕組みづくりが必要になります。

市は、市民・事業者などがそれぞれ「環境」の価値を認識し、様々な主体による環境保全のための行動や取組が自発的に行われ、連携していくような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、市民・事業者・市などの協働の成果として、本市の豊かな自然が守られ、より暮らしやすい環境が創造され、受け継がれていく仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

2 協働による環境活動の促進

(2) 各主体の連携による環境活動の促進

ア 市は、率先して環境マネジメントシステムに基づく環境に配慮した行動に取り組みとともに、市民・事業者などが連携して、環境への負荷の少ない活動に取り組むよう行動します。

イ 環境に関わるボランティア団体等の活動を把握し支援するとともに、それぞれの連携を促進していきます。

津の海岸・生物多様性地域連携保全活動計画
～伊勢の海県立自然公園再生プラン～
令和4年11月

ウミガメネットワーク三重
米川弥寿代

白塚の浜を愛する会
西口恵子

津アイリス／ホットな阿漕浦ネットワーク
柏木はるみ